

改正少年法が2022年4月1日に施行されます

改正少年法の主なポイント

ポイント① 少年法の適用

○18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。

○ただし、原則逆送対象事件の拡大や逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われる(※1)など、17歳以下の者とは異なる取扱いがされます。

(※1)例えば、有期懲役刑の期間の上限は30年(17歳以下の少年の場合は15年)になります。

ポイント② 原則逆送対象事件の拡大

○原則として逆送決定がされる原則逆送対象事件に、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した死刑、無期

又は短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件(※2)が追加されます。

(※2)例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強姦罪、組織的詐欺罪などが該当します。

ポイント③ 実名報道の解禁

○少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した事件について起訴された場合(※3)には、禁止が解除されます。

(※3)略式手続(非公開の書面審理により一定額以下の罰金・科料を科す手続)の場合は除きます。

法務省ホームページ 少年法が変わります！ 参照

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)2022年4月1日に施行されます

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)

法律の要点

1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢
- ②親権に服することがなくなる年齢

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性18歳 女性16歳

3 施行までの周知機関

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

いずれも20歳から18歳に引下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

女性の婚姻開始年齢を18歳に引上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

2022年4月1日から施行

法務省ホームページ 民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)について 改正の概要 参照

成年年齢の引下げによって何が変わるの？

成年年齢の引下げによって、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになります。

例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する(支払能力により、クレジットカードの作成ができないことがあります。)、ローン組んで自動車を購入する(返済能力を超える場合など、契約できないこともあります。)、といったことができるようになります。なお、2022年4月1日より前に18歳、19歳の方が親の同意を得ずに締結した契約は、施行後も引き続き、取り消すことができます。

また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所(居所)や、進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになります。もっとも、これらについて、親や学校の先生の理解を得ることが大切なことに変わりはありません。

りません。

そのほか、民法の成年年齢は、民法以外の法律において各種の資格を取得したり、各種行為をするための必要な基準年齢とされていることから、例えば、10年有効パスポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと(資格試験への合格等が必要です。)、家庭裁判所において性別の取扱いの変更審判を受けることなどについても、18歳でできるようになります。

もっとも、お酒を飲んだり、たばこを吸うことができる年齢等については、20歳という年齢が維持されていますので、注意が必要です。また、国民年金の加入義務が生ずる年齢も、20歳以上のままとなっています。

法務省ホームページ 民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)について パンフレット 参照

青少年に関する主な相談機関

●島本町教育センター

教育全般、子育ての悩み、児童の不登校・発達や障がいに関する事
受付時間:平日10:00~16:00 ☎ 075-962-4238

●すこやか教育相談 大阪府教育センター

受付時間:平日9:30~17:30 子どもの相談: **すこやかホットライン**

☎ 06-6607-7361 ✉ sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

保護者からの相談: **さわやかホットライン**

☎ 06-6607-7362 ✉ sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

上記の受付時間以外は **すこやか教育相談24(子ども専用)**

☎ 0120-0-78310(24時間365日)

●大阪府若者少年サポートセンター

少年非行に関する事

受付時間:平日9:00~17:45 ☎ 072-625-6677



令和3年度

しまもと
青少年指導員だより

青少年の健全育成と非行防止に取り組んでいます

第9号

◆発行日◆

令和4年3月1日

◆発行◆

島本町青少年指導員協議会

島本町公式マスコットキャラクター

みづまるくん



青少年指導員協議会 会長あいさつ

この度、岩井前会長の後任として、会長を務めさせていただくことになりました花田です。
新型コロナウイルス感染症の拡大にとまね、新しい生活様式の導入、学校生活の制限、家庭環境の変化など、青少年はより多くのストレスをかかえることとなりました。

また、人や社会との交流機会を失ったことは、通常であれば得られたと思われる社会性や対人スキル、それによる人格形成などにも大きな影響を与えたことと思います。

私たち青少年指導員も活動が制限され、青少年の健全育成に関わる活動や行事など、ほとんどが中止を余儀なくされました。

青少年の健全な心身の成長のためには、地域関係団体と協力しながら、拡大防止を最大限心がけるとともに、ウイズコロナ社会における青少年の健全育成に関する啓発活動や見守り活動はもとより、青少年の心を豊かに育む機会を提供する行事は必要であり、青少年指導員として少しでも行えるよう工夫しながら努めてまいりたいと思いますので、ご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

青少年指導員の紹介

青少年指導員は、島本町の青少年が夢と希望を実現できるよう見守っていきます。

第一小学校区	第二小学校区	第三小学校区	第四小学校区
久保 敏 板井 義治	田口 和枝 藤原 真理 春名 哲雄 柳 珠希	田村 澄子 吉崎 利恵 秋月 俊也 竹田 直文	花田 純子 中川 美香子 新矢 章博 浦部 裕之



青少年指導員の役割

【青少年に関する相談】 【青少年の健全育成】 【青少年の非行防止活動】

たむろしている若者を注意できずに困っている方や、子育てに悩んでいる保護者の方などの、身近な相談役として活動しています。

町内の青少年が心身ともに健全に成長できる環境づくりを推進しています。
(青少年健全育成大会の開催、青少年関係団体との協調・連携、地域団体等で構成されている実行委員会への参加等)

町内の青少年が加害者にも被害者にもならないよう、パトロール活動や街頭啓発を行っています。
(夜間パトロール、「愛のひとこえ」運動等)



大阪府警察

※緊急時は110番または最寄りの警察署へ

●警察相談専用電話: **#9110** (受付時間:24時間365日) ●少年総合相談 グリーンライン: **06-6944-7867** (受付時間:平日9:00~17:45)

青少年指導員協議会に関するお問い合わせ先 地域の青少年に関する情報をお待ちしています。

島本町教育委員会事務局 教育こども部 生涯学習課 電話番号 075-962-0792 FAX 075-962-0611



安まちメールへの登録

「安まちメール」への登録にご協力ください。

安まちメールとは、大阪府警本部より大阪府内(市町村)ごとの情報(※)の配信可能)で発生した事件等について、情報をタイムリーにお知らせするシステムです。

下のURLまたは、右のQRコードよりご登録ください。
(登録料は無料ですが、通信料が発生します。)

<http://www.info.police.pref.osaka.jp/>

前期研修

10月26日(火)の午後7時より、青少年指導員協議会前期研修を実施しました。来年度からの少年法改正による社会変化、青少年犯罪のあり方などについて学びました。大阪府政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課の宮前さん・上田さん、治安対策課・内方さんを講師として、「少年非行・被害の現状について」をテーマにお話しいただきました。

「①大麻乱用の現状について」

平成30年から青少年の乱用による摘発が急増し、令和3年9月現在でも112名と増加しているとの報告がありました。

「②SNS被害の現状について」

令和元年度に2087件のSNS被害が確認されており、その原因の大半はスマホによるものとのことでした。こうした実情をふまえ、大阪府警ではサイバーパトロールを強化し、被害防止に取り組まれているそうです。

「③半グレの現状について」

近年注視されている「半グレ」という集団の特徴、暴力団との違いなどについてお話しいただきました。「半グレ」の経済活動は暴力団の

それとほとんど変わりませんが、組織の実態が見えづらく規制をかけにくい集団だそうです。大阪府警による対策強化が望めます。印象的だったのは、家庭・地域社会での青少年への見守り・声かけといった小さな取り組みを継続することが、青少年犯罪被害を防ぐ基本となるということでした。

研修会のあとは2コースに分かれ町内をパトロールし、夜間外出している青少年への声かけなどを行いました。



令和4年
2/5
(土)



後期研修

2月5日(土)午後1時30分より社会福祉法人大阪福祉事業財団の里親支援機関 高鷲学園with里親によるリモートでの研修を開催いただきました。

平成29年に厚生労働省から「新しい社会的養育ビジョン」が発表されました。特に里親委託率については、明確な数字が掲げられており里親支援機関も全国に広がっています。

研修では里親支援制度の説明、里親支援機関の説明、大阪府南河内地域での活動内容の発表でした。その後、架空事例の発表をしていただきました。指導員からは「里親になることへのネガティブなところが軽減された」「里親制度がより多くの人達に認識されれば良いと思った」「虐待を事前に防ぐ役割を私たちも担っていきたいと思った」などの感想が出され学びの多い研修になりました。

本誌をご覧の方で里親にご興味のある方は、「大阪府吹田子ども家庭センター」(06-6389-3526)までお問合せください。

大阪府青少年指導員連絡協議会研修会

本年度はオンライン配信での実施になりました。

11月30日(火)は、「第35回青少年とインターネット利用環境づくりフォーラムin大阪」
12月21日(火)は、「薬物乱用防止について」「依存症の基礎知識について」の研修動画を視聴しました。今後このような研修が増えていくものと思います。



三島ブロック青少年指導員連絡協議会研修会

2月13日(日)の午前10時より、摂津市の安威川公民館2階大ホールで開催されました。

講師は「ほくせつ親子防災部代表の辻由紀子氏」が、「ママに伝わる言葉」で防災についてお話しいただきました。「防災と言われてもピンとこない」、「大切なのはわかっているけど具体的にどうしてよいかかわらない」そのような方でも、知っていれば備える事ができ、いざという時に大切な命を守ることができます。すぐに実践したくなるお話でした。



青少年指導員協議会夜間パトロール

7月27日(火)と10月26日(火)の午後8時より、大阪府政策企画部青少年・地域安全室 青少年課並びに治安対策課の方々に同行していただき、2コースに別れて昨年度の注意箇所を重点的に夜間パトロールを実施しました。

7月27日(火)は定例会終了後に、青少年課の上田さんと一緒に、真夏の夜間パトロールに出発しました。当日は東京オリンピックのテレビ観戦やまん延防止等重点措置発令中の影響なのか、青少年はほとんど見当たりませんでした。

10月26日(火)は青少年指導員協議会前期研修終了後に、青少年課の宮前さん・上田さん、治安対策課の内方さんと一緒に、秋の夜間パトロールを行いました。数名の青少年に早く家に帰るように声かけをしました。

今回の夜間パトロールを受けて、声かけ時のアドバイスやパトロールの重要性などをお話しいただきました。



令和3年
7/27
(火)



令和3年
10/26
(火)



成人祭

1月10日(月・祝)にふれあいセンターのケリヤホールで令和4年(3年度)成人祭が開催されました。今年も昨年同様、新型コロナウイルス対策を行いながら成人祭の開催の協力しました。前年同様、会場での集合写真や成人祭の看板を背景にの記念撮影は出来ませんでした。懐かしい友との再会、晴れ着姿の初々しさは、観ている者の心を綻ばす時間でした。

なお、今後の島本町での成人祭は『二十歳の集い』(案)として、例年通り20歳を対象に行われることが検討中です。令和3年度島本町の新成人は272名です。おめでとうございます。



大阪府青少年指導員連絡協議会表彰式

12月9日(木)の午後1時30分より大阪府立北区民センターにて、令和3年度大阪府青少年指導員連絡協議会表彰式が行われました。



令和3年
12/9
(木)

多年にわたり、地域の青少年の健全育成のために活動した大阪府内の各ブロックから40名の方が表彰されました。三島ブロックの島本町から吉崎指導員が、令和3年度大阪府青少年指導員連絡協議会会長表彰を受賞しました。



こども110番の家

「こども110番の家」運動は、子どもを犯罪から守るため、また、地域全体から犯罪をなくし、安全で安心できる住み良い地域づくりを推進することを目的としています。旗を掲げることで地域の防犯力が高まり、抑止力となります。子どもが助けを求める時に発見しやすいよう、見えやすいところに旗を設置しています。

登録者の点検及び旗交換を実施しました。(現在、登録者329件)

各小学校のPTAと協力して行っています。



「広報しまもと1・2月号」特集記事に掲載

「広報しまもと12月号」(令和3年12月1日発行)の特集記事に青少年指導員の記事が掲載されました。

